

# 外国人学校

## ——学校教育法と大学受験資格問題、その変遷——

2007/03/03

報告者：林毅・法田佐智子・山城優妃・吉田諒子

### 目次

#### 1、外国人学校——在日外国人教育の今——

日本における外国人生徒を主体とした学校、すなわち“外国人学校”は、各級朝鮮学校、韓国学園、中華学校などの「民族学校」と、欧米系の「インターナショナル・スクール」とに大きく分類することが出来る。これら“外国人学校”と、日本に数多く存在する公立・私立学校との間にはどのような差異が存在するのだろうか？

#### 2、大学受験資格を得るまでの変遷

日本における外国人教育に関し、数多くの議論がなされたものの中に、『“一条校”以外の学校に大学受験資格を与えるべきか、否か』というものがある。

外国人学校の大半が“各種学校”に分類されている現状の中、一体どのような経緯で大学受験資格を得ることになったのか…その変遷を追う。

#### 3、現場の声

大学受験資格を得るという大きな進展があった一方で、“一条校”として認定されないために慢性的な運営資金不足に陥っている学校も少なくないようだ。

実際に現場の声に耳を傾けることで、現状の問題点も見えてくるのではないだろうか？

#### 4、私見

今回の調査結果を踏まえて、現状について考察を深める。

# 1、外国人学校 - 在日外国人教育の今 -

---

－はじめに－

外国人学校生徒総数：約 24000 人(平成 17 年青少年白書) [12 頁,資料①]

注：全国に 3 校ある 1 条校の生徒数は含まれず。

→外国人学校に通う生徒の中で最も多くの比重を占めるのが、在日韓国・朝鮮人。

また、戦後の外国人教育史の中で“外国人学校”と言えば学校数からいっても朝鮮学校と言っても過言ではない。そのため、日本における外国人教育(特に大学入学資格に関する差別)について考察する際、民族教育を代表する朝鮮学校の扱いに関して言及することは不可欠と言える。

## 1. 外国人学校とは？

外国人学校 → 外国人や少数民族の学習者の便宜を図る施設で、就学前教育・初等教育・中等教育を行うものが多い。

国際バカロレア資格を取得できるなど、特定の国籍や民族に依存しない教育課程を編成しているものは、「インターナショナル・スクール」と呼ばれる。

一方、「民族学校(ナショナル・スクール)」における教育は、対象とする国や民族の言語(公用語・民族語)を用いて、特別な教育課程で行われる。しかし、特定の国や民族を対象としている施設でも、国際バカロレア資格の取得が可能であったり、多様な国籍・民族の学習者を積極的に受け入れたりする施設もあり、これらの施設の中には、実質的にインターナショナル・スクールとも呼べる教育施設もある。

「民族学校」の中で最も大きな比重を占めるのが各級朝鮮学校であり、在日朝鮮人(韓国籍であるか朝鮮籍であるかを問わず、朝鮮半島出身者およびその子孫という意味で用いることにする)の多くが日本社会に定住する状況に対応して、「学則」にも学校教育法に基づくことを明記し、6・3・3・4制を採用するなど日本の教育制度を強く意識したものとなっている。

→インターナショナル・スクールとナショナル・スクールの違いについて [14 頁,資料②]

## 2. 学校教育法下における“学校”とは？

—今日の学校教育法下において、学校の種類は大きく「一条校」「専修学校」「各種学校」に三分される—

- 「一条校」 学校教育法第一条に規定された学校を指す。  
→構成：幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校
- 「専修学校」 専門学校と高等専修学校を指す。
- 「各種学校」 上記以外の学校を指す。服装学院、看護学院、予備校…と並んで民族学校、インターナショナル・スクールが含まれる。

服装学院のように明らかに普通教育とは異なる目的の下に独自の技能教育を行う学校と、民族学校やインターナショナル・スクールのような普通教育を行う学校が同じように「各種学校」として位置づけられている点が疑問視されている。

では、「一条校」と「各種学校」との差異にはどのようなものがあるのだろうか？

### ■ 「一条校」 学校教育法第1条に基づく正規学校

学校教育法第一条

この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

#### —メリット—

- 助成金等による財政難の解決
- 寄付金について無条件で税制上の優遇措置  
文科省は、アメリカンスクールやインターナショナルスクールなど一部の外国人学校については、「指定寄付金」制度の適用や、「特定公益増進法人」として認めた。しかし、生徒の在留資格などを理由に、朝鮮学校や中華学校などアジア系の民族学校を事実上排除している。  
注：「指定寄付金」制度・「特定公益増進法人」については後述。
- 国立大学受験差別から解放

#### —デメリット—

- 民族科目は許容された範囲でのみ

文科省の定める学習指導要綱を全て網羅した上(高等学校の場合、10教科59科目)で、規定外の教科・科目を学習することが可能。時間割数に限りがあるため、民族科目については必然的に限界が生じる。また、日本語が「国語」として定められているため、生徒の母国語離れが懸念されている。地理・歴史についても同様に日本主体となる。

学習指導要綱の取得単位数(ここでは高等学校に焦点をあてる)についてはホームページへ。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shuppan/sonota/990301d/990301.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/990301d/990301.htm)

#### ■ 文科省検定通過テキストのみ使用

### ■ 「各種学校」 学校教育法第83条に基づく学校

学校教育法第八十三条

第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第八十二条の二に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、これを各種学校とする。

#### ーメリットー

##### ■ 自由なカリキュラム編成可

例：大阪朝鮮高級学校の場合→ホームページへ

<http://www.osakakhs.com/>

##### ■ テキスト自由

学習指導要綱に従う必要がないため、自由にテキストを選ぶことが出来る。特に、国語と地理・歴史の扱い方が大きく異なってくる。

##### ■ 教職免許不要(教員の採用→自由)

#### ーデメリットー

##### ■ 慢性的な運営資金不足 [14頁,資料③]

→政府からの助成金：無

→地方自治体からの補助金：私立学校の10分の1から数分の1割程度

→寄付金について税制上の優遇措置：条件有

資料によれば、中華学校・朝鮮学校について、「指定寄付金」制度(※1)、「特定公益増進法人」(※2)、日本私立学校振興、共済事業団の「受配者指定寄付金制度」および「融資制度」(※3)の対象として認められていない。(朝鮮新報 2006.3.18)

※1 「指定寄付金」制度：法人や団体への寄付金（例えば校舎増築などへの寄付金）について、所得控除や損金扱いされることで寄付行為が優遇される制度。大蔵省告示154号（1965年4月30日）は、「各種学校」への寄付行為についても対象になるとしており、実際、いくつかのアメリカンスクールやインターナショナルスクールの校舎建設などに対して適用された。だが、文部科学省は同じ「各種学校」の朝鮮学校、中華学校について認めなかった。96年に山口朝鮮学園が申請した際、文部省（当時）は「朝鮮人学校を各種学校として認められない」とした1965年文部事務次官通達を根拠に挙げ、朝鮮学校における教育を「相当の理由があるものと認めることは適当ではない」として制度適用を認めなかった（1996年8月、文部省学術国際局の文書から）。だが、同通達は20

00年に国会で失効が確認されたはるか以前の1975年、すべての朝鮮学校が各都道府県で「各種学校」としての認可を受けた時点ですでに無効だったと言える。つまり、事実とかけ離れた強引な理由付けによって排除されたと言える。文部科学省は山口朝鮮学園の申請に対し「朝鮮学校は公益に資さない」とした当時の文部省国際教育室長の発言について、「そのような理由で認めなかったわけではない」としているが、発言自体については「確認できない」としつつも否定もしていない。

※2「特定公益増進法人」 教育、科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献など、その活動の公益性が高いと認められる法人。一般の学校や専修学校を経営する学校法人などが指定されており、認定された法人への寄付は控除、損金扱いとなる。2003年度から「初等教育又は中等教育を外国語により施す各種学校」も含まれるようになったが、文部科学省告示第59号（2003年3月31日）において設けられた2つの要件-①「外交」「公用」「家族滞在」の在留資格を持つ子どもたちを対象にした学校であること、②教育活動について欧米の国際評価機関による認定を受けること-により、アジア系の民族学校は軒並み排除された。

※3「受配者指定寄付金制度」及び「融資制度」 「受配者指定寄付金制度」は、私立学校の教育研究の発展に寄与するために日本私立学校振興、共済事業団を通じて寄付者が指定した学校法人へ寄付する制度。「各種学校」については適用されない。「融資制度」は、学校法人に対し施設の整備や経営などに必要な資金を貸し付ける制度。朝鮮学校と中華学校は対象外となっている。日本私立学校振興、共済事業団は私立学校の教育の充実、経営の安定、教職員の福利厚生、資金の貸付などを行っている。朝鮮学校と中華学校の教職員らは、同事業団の前身である旧私立学校教職員共済組合の時代から私学共済に加入しており、2つの制度に関してのみ差別的扱いを受ける理由はない。

## ■ 学校給食、学校保健などから排除

### (学校給食について)

学校教育の一環として実施されている学校給食について、その充実・発展を図ることを目的とし“全国学校給食会連合(略称：学給連)”という財団法人(公益法人)が存在する。各種学校は前述の通り学校教育法第1条に基づく正規学校ではないために、この学給連の管轄外となる。

#### →学給連とは何？

各都道府県に設けられている財団法人の都道府県学校給食会の連合体。

学校給食用物資を県内の給食実施校に供給する県段階の機関として設立された団体(公益法人)で、米、パン、脱脂粉乳、輸入牛肉その他の物資の買入れ、売渡しの業務ならびに学校給食の普及充実事業として、学校給食関係者の資質向上等を図るための各種研修会・講習会・研究会、衛生管理、情報収集・提供等の事業を積極的に推進している。

学校給食会は、その実施する事業が国の学校給食政策を都道府県段階で着実に実行していることから、その取扱う物資については一定の範囲で非収益事業として、法人税の非課税措置が講じられている。取扱物資は年間安定した供給を確保すると同時に安全・安心を最優先に考え加えて低廉な価格の実現に努力している。また、最近では「地場産品」の開発、献立導入促進も積極的に行っている。また、各種普及充実事業についても、国、県(都道府)の政策に沿った活動を行っている。

このような事業を通じて学校給食会は、学校給食費の保護者負担の軽減、食事内容の充実、食の安全・安心のために働いている。県内の学校給食に供する物資を適正円滑(安全・安心で安定継続的、低廉)に供給し、また普及事業や衛生管理などの推進に積極的に寄与している。

### (学校保健について)

学校保健について、学校保健法というものがあり、健康診断の時期・内容について規定されている。なお、出席停止に関わる疾病については学校の種類を問わず共通の規定が適用されるようだ。

また、財団法人“日本学校保健会”というものが存在する。昭和47年、文部大臣の諮問機関である保健体育審議会の答申を受け、文部省(現在の文部科学省)が、当会の位置づけを「学校保健に係る重要問題に関し、調査・研究・指導の役割を持つ学校保健センター的な機関としての業務実施を当会が行うことが適切」としたことによるもので、現在に至っている。

このことにより、「学校保健センター事業」は昭和48年度から、文部省の補助事業や委嘱事業として、当会が今日まで取り組んでいる。これについても各種学校は管轄外。

#### →学校保健センター事業の内容

基本的には3つの事業に大別され、事業名と事業内容は次のとおりとなっている。

##### (1) 普及指導事業

学校保健情報の収集と成果の普及啓発等を行う事業。

##### (2) 調査研究事業

当面する学校保健の重要な課題を調査研究し、成果等を学校等の現場に提供する事業。

##### (3) 健康増進事業

学校保健上の特定の課題について、加盟団体等へ委託して現場実践等の研究を行う事業。

主な事業の概況についてはホームページへ。

<http://www.hokenkai.or.jp/1/1-1/1-11.html>

■ 日本の小中学校に転入・入学する資格の有無は各自治体・学校によって基準が不明瞭

■ 卒業生の日本の国立大学と一部の公立・私立大学への進学不可

→大学入学資格問題について最も関心を持っているのは朝鮮学校

Cf: 各種学校にもなれない場合

運営主体が学校法人として認められず、不動産の固定資産税・授業料の消費税なども免除されず、学制定期、各種の学校のスポーツ大会からも排除。

民族学校やインターナショナル・スクールが各種学校として位置づけられることの不利益は、都道府県・市区町村による私立学校助成金が圧倒的に小額であるという問題のほか、大学への受験資格が認められていないことに端的に表れている。

学校教育法第56条では、大学への受験資格を持つものは、

「高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を終了した者(通常の課程以外の課程にこれに相当する学校教育を終了した者を含む)。又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする」

と定められている。この内、「通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者」は、一般に盲学校、聾学校および養護学校の高等部3年を卒業した者と解釈されている。また、「文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする」に関しては、学校教育法施行規則第69条第1項において次のように定められている。

「学校教育法第五十六条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 文部科学大臣の指定者 [15号,資料④]
- 四 大学入学資格検定規程(昭和二十六年文部省令第十三号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- 五 学校教育法第五十六条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- 六 その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

この上記施行規則の第3号規定にしたがって、欧米系インターナショナル・スクールの出身者は、国際バカロレアのような大学入学資格検定に合格すれば、日本の大学を受験することができる。

また、第4号で規定されているように、大検に合格するなら誰でも日本の大学を受験することが可能となるが、つい最近まで、多くの学校が1条校と同等の高等学校相当課程を備えている(高等学校卒業者と同等以上の学力を有する)にもかかわらず大学受験差別を受けるといふ不合理的事態が発生していた。

こうした状況の下で、多くの公私立大学は自主的に、上記施行規則の第6号、いわゆる「学校認定条項」を利用して民族学校やインターナショナル・スクール出身者の受験資格を認めていた。

### 外国人学校一覧 (高校段階のあるもの)

#### 1. 学校法人立

学 校 名	W A	A C	E C	国 際	仏 バ	独 ア

		S C 認 定 校	S I 認 定 校	I S 認 定 校	バ カ ロ レ ア 参 加 校	カ ロ レ ア 参 加 校	ビ ト ウ ア 参 加 校
宮城	東北インターナショナルスクール	○					
東京	セント・メリーズ・インターナショナルスクール	○		○	○		
	清泉インターナショナル学園			○	○		
	聖心インターナショナルスクール	○		○	○		
大阪	大阪インターナショナルスクール	○			○		

## 2. 準学校法人立

北 海 道	北海道インターナショナルスクール	○					
	北海道朝鮮初中高級学校						
宮城	東北朝鮮初中高級学校						
茨木	茨木朝鮮初中高級学校						
東京	アメリカンスクール・イン・ジャパン	○		○	○		
	東京韓国学校						
	東京朝鮮中高級学校						
神 奈 川	サンモール・インターナショナルスクール	○		○	○		
	横浜インターナショナルスクール			○	○		
	横浜中華学院						
	神奈川朝鮮中高級学校						
愛知	名古屋国際学校	○					
	愛知朝鮮中高級学校						
京都	京都韓国中学						
	京都朝鮮中高級学校						
大阪	大阪朝鮮高級学校						



兵庫	マリストブラザーズ・インターナショナルスクール	○					
	カナディアン・アカデミー	○		○			
	神戸朝鮮高級学校						
広島	広島朝鮮初中高級学校						
山口	山口朝鮮高級学校						
福岡	福岡インターナショナルスクール	○					
	九州朝鮮高級学校						

### 3. 財団法人立

東京	クリスチャン・アカデミー・イン・ジャパン	○					
	東京中華学校						
神奈川県	東京横浜独逸学園						○
沖縄	沖縄クリスチャンスクール・インターナショナル	○	○				

### 4. 無認可校

東京	リセ・フランコ・ジャポネ					○	
	東京インドネシア共和国学校						
	カナディアン・インターナショナルスクール						
	東京インターナショナル・ラーニング・コミュニティ						
埼玉	コロンビア・インターナショナルスクール	○					
東京	ファンテイン・オブ・ライフ・インターナショナルスクール						
奈良	関西クリスチャン・スクール						
神奈川県	横浜インターナショナル・クリスチャン・アカデミー						
計		14	1	5	7	1	1

※ 「網かけ」は、WASC、ACSI、ECIS のいずれかの機関から認定を受けている外国人学校

合計 (アクレディテーションを受けている学校数/全体の学校数: 16 / 40)

#### 【注記】

上記は文部科学省が 2003 年 3 月 6 日の中教審に際して作成し配布した資料。

外国人学校が 40 校というのは、どういう規準で算定したものかは不明である。例えば、ブラジル大使館によると、ブラジル教育省から認可されたもの 25 校、うち 13 校は高校レベルを持っているが、それらが上記表から完全に除外されている。また上記資料には、「※先程のブリーフィングで申し上げた 38 校は 40 校に訂正させて頂きます。」と付記されている。要するに、最初数え間違えた資料を配付していたというわけである。

以上の点は、文科省は外国人学校についてまともに実態を把握していないということを示している。上記資料は、日本における外国人学校一覧というよりは、文科省が間に合わせて作成した表を根拠に、今回の決定に至ったことを示す資料として見ていただきたい。

現在インターナショナル・スクールの中で、国際的な団体による評価をうけている学校は、大学受験資格を与えられている。

その国際的な団体は以下 6 つ。

- ① WASC : The Western Association of Schools and Colleges
- ② ACSI : Association of Christian Schools International
- ③ ECIS : European Council of International Schools
- ④ 国際バカロレア機構
- ⑤ 仏バカロレア
- ⑥ 独アビトゥア

①アメリカの本部を置く民間団体。公立と私立の学校のアクレディテーション(品質認証)を行っている。大学以下の教育段階の学校の為の委員会、短期大学のための委員会、四年制大学のための委員会の 3 つから運営されており、それぞれが認定作業を行っている。

→詳細は [www.wascweb.org](http://www.wascweb.org)

②アメリカに本部を置く民間団体。キリスト教による教育者、教育機関を世界に広める事を目的とする。

→詳細は [www.acsi.org](http://www.acsi.org)

③本部をイギリスに置く民間団体。ヨーロッパの学校の国際的な進歩を図る。

→詳細は [www.ecis.org](http://www.ecis.org)

④スイスのジュネーブに本部を置く非営利の教育団体。国連教育科学機関(UNESCO)および欧州議会(Council of Europe)に認定されている。日本は1979年(昭和54年)に国際バカロレア機構に加盟している。国際バカロレア資格は世界中で最も普及している。

→詳細はwww.ibo.org

また、わかりやすいサイトは「IBについて」<http://www.h2.dion.ne.jp/~oga/ib.html>

⑤仏における大学入試資格を得るための統一国家試験。

⑥独における大学受験資格。

いずれの資格も得る事ができれば、これを受け入れている大学への入試資格を得ることができる。

大まかな流れとしては、高校課程のある学校が機構に参加したいと申し入れ、機構が調査し認定すればカリキュラムが与えられる。

そしてこのカリキュラムに沿って授業を行い、最後のテストに合格すれば、学生は資格を得ることになる。

上記の表のとおり、2003年3月文科省は、外国人学校・民族学校のうち、国際的な団体による評価を受けた一部のインターナショナル・スクールの卒業生にのみ大学入学資格を付与する案を中間的に発表した。しかし、外国人学校・民族学校のうち高等学校相当レベルの約半数を占める朝鮮学校及びそれに次ぐ学校数を有する中南米系学校を全く無視していたため、外国人学校・民族学校関係者のみならず、大学関係者、弁護士、自治体関係者、議員、学生、多くの市民が立ち上がり、連携して文科省・各国立大学へ働きかける程の事態となり(それまでも数多くの議論がなされていた)、その結果、同年8月文科省は、朝鮮学校を含むすべての外国人学校卒業生に大学受験資格を認める方針を固め、同年9月文科省は、大学入学資格を拡大する学校教育法施行規則第69条等の改正を行い、

①国際的な評価団体の認定を受けた外国人学校

②本国の高校と同等の課程と位置づけられた外国人学校

③個別の大学が、高校卒業と同等以上の学力があると認めた者

に、大学受験資格を認めることにした。

①②によって、外国人学校が、日本の高等学校に相当する学校と認められたのは大きな前進といえる。

一方で、大学入学資格問題が最も切実な朝鮮学校に対しては、国交がなく公的な確認が取れないという理由をつけて、文科省は②の認定をしなかった。朝鮮学校の生徒達は、③によって、社会人等と同様に、個人として認定を受けることとなり、入学を希望する全ての大学から事前に入学資格検定を受けなければならない等負担は大きく、朝鮮学校に対する差別の問題は残されている。

→明らかになった問題点：政府が外国人学校・民族学校の存在意義、外国籍・民族的マイノリティの子供達の“教育を受ける権利”を認めていない。

→注目できる点：この問題への取り組みを通じ、インターナショナル・スクールと中華学校、韓国学校、ブラジル学校、朝鮮学校等が、初めて処遇改善のため手を組み、連携しあって文科省に働きかけた。このことから、外国人学校・民族学校の抱える共通の問題を解決していくには、外国人学校・民族学校同士が連携し、協力し合っていくことが必要不可欠ではないか…との機運が生まれた。

では、これら朝鮮学校を含む「各種学校」にも学校教育法69条第1項第6号が適用され、大学受験資格が一部緩和されるまでに至った長い道のりを追ってみよう。

引用：<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%A4%96%E5%9B%BD%E4%BA%BA%E5%AD%A6%E6%A0%A1>  
<http://www5d.biglobe.ne.jp/~mingakko/kyoudaizinken.html>  
<http://www5d.biglobe.ne.jp/~mingakko/minapi0382.html>

## 資料①

外国人学校生徒総数・在日韓国朝鮮人の詳しい統計

# 公立学校在籍児童・生徒数

<97年5月>

	大阪府 (大阪市)		京都府 (京都市)	
全体在籍児童数(小学校)	498,477	129,752	147,525	73,576
全体在籍生徒数(中学校)	260,650	65,347	78,842	37,799
外国籍児童数(小学校)	9,818	5,527	2,426	1,900
外国籍児童在籍率	(2%)	(4.2%)	(1.6%)	(2.5%)
外国籍生徒数(中学校)	6,144	3,076	1,440	1,097
外国籍生徒在籍率	(2.3%)	(4.7%)	(1.8%)	(2.9%)
韓国籍・朝鮮籍児童数	8,293	5,001	国籍別の把握なし	
韓国・朝鮮籍児童在籍率	(1.6%)	(3.8%)	(2.2%)	
韓国籍・朝鮮籍生徒数	5,425	2,808	国籍別の把握なし	
韓国・朝鮮籍生徒在籍率	(2%)	(4.2%)	(2.6%)	

	兵庫県 (神戸市)		奈良県	
全体在籍児童数(小学校)	343,828	87,931	89,876	
全体在籍生徒数(中学校)	182,702	46,911	49,069	

外国籍児童数(小学校)	2,500	1,510	402
外国籍児童在籍率	(0.7%)	(1.7%)	(0.4%)
外国籍生徒数(中学校)	1,346	978	462
外国籍生徒在籍率	(0.7%)	(2%)	(0.9%)
韓国籍・朝鮮籍児童数	国籍別の把握なし	1,186	国籍別の把握なし
韓国・朝鮮籍児童在籍率		(1.3%)	
韓国籍・朝鮮籍生徒数	国籍別の把握なし	786	国籍別の把握なし
韓国・朝鮮籍生徒在籍率		(1.6%)	

## 大阪府内在日韓国朝鮮人 児童・生徒の就学状況

<97年度>

	初等教育	中等教育	高等教育	合計
公立学校	8,239	5,425	2,595	16,259
比率	(84.6%)	(86.1%)	(74.8%)	(83.4%)
朝鮮学校	1,190	650	652	2,492
比率	(12.2%)	(10.3%)	(18.8%)	(12.8%)
白頭学院	186	165	169	520
比率	(2%)	(2.6%)	(4.9%)	(2.7%)
金剛学園	123	59	52	234
比率	(1.2%)	(0.9%)	(1.5%)	(1.2%)
合計	9,738	6,299	3,468	19,505

※国立・私学に在籍する子どもたちの数が入っていない。

「民族教育ネットワーク資料」より

## 資料②

インターナショナル・スクールは、通例、特定の国に依存しない教育課程を用い、初等教育や中等教育を行う教育機関を指す。高等教育や専門教育を行う大学や専修学校（ビジネススクールなど）は含まない場合が多い。

国内におけるインターナショナル・スクールは、昨今の国際化に伴い、その形態も学校法人化されたものから寺子屋的な無認可校まで多様であるが、国際的な修了資格が得られる機関を厳密なインターナショナル・スクールと定義づけるのも一つの目安となる。（世界基準のカリキュラムによる教育活動が行われている場合、それはナショナル・スクールとは大いに異なるものと言える）その代表的な資格として国際バカロレア資格が挙げられる。これは世界 100 カ国以上の大学で入学資格として認められる資格だが、日本国内で参加する機関は数校に限られる。このような学校では日本人が入学する際に条件が付けられる場合が多い。また、WASC、ECIS、ACIS などのような国際的な教育認定団体が認める認定校も全国に点在する。いずれも、世界的な資格として有用とされる。

一方、国際的な教育機関であっても、特定の国籍や民族を対象とするものは、ナショナル・スクール（外国人学校・民族学校）と呼ばれ、インターナショナル・スクールと区別される。主に、母国固有の文化を継承し、その師弟を育てるとというのが当初の目的であった。しかし、近年、特定の国籍や民族を対象とする教育機関であっても、部活動や語学習得のために入学を志望する生徒も増え、多様な国籍・民族の学習者を受け入れる学校は、インターナショナル・スクールに性質が近づいたものとなり、インターナショナル・スクールに準じたものとみなされている。また、“新渡日”（親の仕事の都合などで日本にやってきた外国人の子供達）という新たな世代も増え始め、民族教育があいまいになっているのではないかという声も出ている。

## 資料③

### 大阪府 教育費助成の名目 \* 大阪府私立外国人学校振興補助金

総額	159,750,000円
一校平均	9,984,000円（16校、平成7年実績）
一人当り	50,000円（補助単価）

助成金の「私立小中高校」と「外国人学校（東京）」の比較例（平成8年度）

東京都の私立小中高校に対する助成金交付基準額

	高校	中学	小学
学校単位金額	1, 200万円	1, 200	1,800
学級単位金額	40	70	55
生徒単位金額	4.6	6	4

東京都の外国人学校に対する助成金交付基準額

教育研究費助成金として1生徒単位金額 15, 000円（平成7年度から）

東京都の各区市 小中（高は除く）児童生徒保護者への補助金として最低月額 1, 000～14, 000円

→私立小中高校への助成措置と比較すると概算で10分の1にも及ばない。

資料④

学校教育法施行規則第69条1項3号の『文部科学大臣の指定者』とは何者か？

文部科学大臣は、次のような者を大学入学資格を有する者として指定している。

- ・戦前の旧制学校を卒業・終了した者
- ・国際的に認められている大学入学資格である**国際バカロレア資格等**を有する者  
なお、バカロレア資格等は日本の高等学校卒業程度認定試験（旧：大検）合格に相当するもの
- ・文部科学大臣が指定する**専修学校**（高校と同様の課程を有する専修学校）を卒業した者

## 2、大学受験資格を得るまでの変遷

---

### 1. 民族教育の流れ

大学入試受験資格について述べる前に、まず朝鮮学校がどのように成立してきたか、という歴史的な流れを見る。

1910年、日韓併合が行われ、日本の韓国に対する過酷な植民地化が始まった。そしてこれを境に、たくさんの朝鮮人が日本に移り住む事を余儀なくされた。1945年の敗戦時には、2,365,263人の朝鮮人が日本に滞在していた。

日本の敗戦後、祖国解放が行われ、1946年までに120～177万人の朝鮮人が帰国した。しかし、朝鮮での生活基盤を失ってしまった人たちや、朝鮮の情勢に不安を感じた人たち50～60万人は引き続き日本にとどまらざるを得ない状況にあった。現在日本に滞在する朝鮮人の多くは、この人々である。日本に留まった朝鮮人は、植民地時代、日本の皇民化政策によって奪われた母国語と民族の文化を取り戻し、子どもたちに継承したいという思いから、解放後すぐに「国語講習所」をつくりはじめた。

この講習所に対し、日本政府は当初黙認の姿勢をとっていたが、1948年の文部省(当時)の通達により、弾圧が始まる。そして日本政府は朝鮮学校閉鎖令を度々下し、朝鮮学校を弾圧、それでも守られた朝鮮学校に対し、1965年の韓日条約締結後、同年12月に各都道府県教育委員会と知事宛に二つの文部事務次官通達を送り、その処遇を明らかにした。これがいわゆる65年通達である。これにより、日本人学校での積極的就学の奨励と、朝鮮学校を各種学校として認めない方向性が明らかになった。しかし民族教育を否定するような弾圧政策に多くの在日朝鮮人と少なくない日本人が反対し、民族学校を取り締まろうとする政府の思惑とは裏腹に、朝鮮学校は次々と各種学校の認可をうける(1975年には全ての朝鮮学校が認可)に至っている。

このように、現在は全ての朝鮮学校が各種学校として認められ、「学校」としての不認可の歴史には一旦終止符が打たれた。しかし、朝鮮学校では制度的な問題が残っており、その一つに「大学入試受験資格」が挙げられる。



ではその「大学入試受験資格」について詳しく見てみる。

## 2. 大学入試受験資格の変遷

まず、簡略年表を挙げる。

1998年6月	国連子どもの権利条約委員会が「コリアン出身の児童の高等教育施設へのアクセスについて特に懸念する」と勧告
1999年9月	文部省（当時）が外国人学校生にも大学入学資格検定（大検）受検を認める形で学校教育法施行規則を改正
2002年3月	インターナショナルスクール卒業生の受験資格認容を盛り込んだ規制改革推進三カ年計画を閣議決定
2003年3月6日	文科省が事実上、英米系に限定して認める方針を中教審に提示
3月12日	与党三党の幹事長らが「アジア系の学校を認めないのはおかしい」と資格拡大を求めることで一致
3月28日	文科省が英米系に限って認める方針を凍結すると発表
6月20日	大阪、京都、兵庫の知事が連名で、アジア系にも認めるよう文科相あてに要望書
7月8日	京大が外国人学校生の資格認容を文科省に要請することを決定
7月25日	東京外語大外国語学部教授会が文科省と学長に、外国人学校生の受験資格認容を求める決議
8月1日	文科省が朝鮮学校を含む外国人学校卒業生に受験資格を原則認める方針を固める

これが受験資格容認までのアウトラインである。ここからは以上の内容を詳細に検討する。

### ①1998年の子供の権利条約委員会による勧告について

従来、朝鮮高校などの外国人学校は一条校ではないため、卒業しても「高卒」者としての地位を認められず、朝高卒業生の大学受験資格を認めることは出来ないとされてきた。多くの私立大学、公立大学は大学の独自の判断で朝高卒業生の大学受験資格を認めていたが、国立大学はこれまで、文科省の決定に従い受験を

認めてこなかった。そのため、外国人学校の卒業生が国立大学を受験するには、大学入学資格検定（大検）を取得するか、通信制や定時制の日本の高校を卒業し、それらの高卒者として大学受験資格を得るという回り道を強いられてきた。

また、朝鮮学校は振興助成においても、国庫から朝鮮学校への補助は一切ない。地方自治体の多くは独自の判断で助成金を出しているが、日本の公私立学校と比べると格段の差があり、日本の公立学校のわずか10分の1に過ぎない。

（2003年度よりインターナショナルスクールも一般の私立学校並みに「特定公益増進法人」に追加され、寄付をした個人や企業が税制上の優遇措置を受けられるようになったが、この改定からも朝鮮学校をはじめとする民族学校は排除された。）

このような制度的な処遇や、チマチョゴリ事件など、在日朝鮮人に対する嫌がらせが問題視され、1998年5月の子どもの権利委員会第1回日本報告書審議において、次のような懸念事項と勧告を含む総括所見が採択された。

**子どもの権利条約委員会の最終見解 1998年6月5日**

「13. 委員会は、差別の禁止（第2条）、児童の最善の利益（第3条）及び児童の意見の尊重（第12条）の一般原則が、とりわけアイヌの人々及び韓国・朝鮮人のような国民的、種族的少数者に属する児童、障害児、施設内の又は自由を奪われた児童及び嫡出でない子のように、特に弱者の範疇に属する児童の関連において、児童に関する立法政策及びプログラムに十分に取入れられていないことを懸念する。委員会は、朝鮮出身の児童の高等教育施設への不平等なアクセス、及び、児童一般が、社会の全ての部分、特に学校制度において、参加する権利（第12条）を行使する際に経験する困難について特に懸念する。」

「35. 委員会は、条約の一般原則、特に差別の禁止（第2条）、児童の最善の利益（第3条）及び児童の意見の尊重（第12条）の一般原則が、単に政策の議論及び意思決定の指針となるのみでなく、児童に影響を与えるいかなる法改正、司法的・行政的決定においてもまた、全ての事業及びプログラムの発展及び実施においても、適切に反映されることを確保するために一層の努力が払われなければならないとの見解である。特に、嫡出でない子に対して存在する差別を是正するために立法措置が導入されるべきである。委員会は、また、朝鮮及びアイヌの児童を含む少数者の児童の差別的取扱いが、何時、何処で起ころうと、十分に調査され排除されるように勧告する。更に、委員会は、男児及び女児の婚姻最低年齢を同一にするよう勧告する。」

※教育問題の総合サイト CEBc(Citizen's Education Board for child)  
[www.cebc.jp/data/education/law/un/crc/syoken-jap.htm](http://www.cebc.jp/data/education/law/un/crc/syoken-jap.htm) より引用

自らの民族の言語、歴史、文化を継承するための教育を受ける権利は、決して侵害されてはならないというのが国際社会における共通の認識となっていく中で、このような事が懸念され勧告されたのである。

## ②1999年学校教育法規則改正について

この改正で、大学入学資格検定及び中学校卒業程度認定試験の受験資格の認定基準が緩和された。

### 1. 改正の趣旨

今日、国際化の進展等により、インターナショナルスクール卒業者や外国人学校卒業者、また、何らかの事情により義務教育を修了していない者に対する大学や高等学校への入学資格の付与について、内外の要望が高まっているにもかかわらずこれらの者については、大学入学資格検定や中学校卒業程度認定試験の受験資格が認められておらず、進学が制度的に閉ざされているという問題があった。

国際化の進展やそれに伴う人材の流動化、社会の変化に適切に対応するとともに、個人の学習の成果が適切に評価される生涯学習体系への移行を図るという観点から、個々人の学力を公的に判断して進学させる道を制度的に開くため、大学入学資格検定及び中学校卒業程度認定試験の受験資格の弾力化が図られた。

### 2. 改正の具体的内容

#### →大学入学資格検定の受験資格の拡大

大学入学資格検定規程を改正し、中学校等卒業の資格を有しない場合でも満16歳以上の者については、大学入学資格検定の受験を認める。

(ただし、18歳に達した日の翌日から大学入学資格検定合格者となる。)

なお、これに関連し、大学入学資格検定合格者は、中学校卒業程度認定試験合格者とみなす。

<対象>

- ・ インターナショナルスクールや外国人学校の卒業者、在学者
- ・ 不登校等の様々な理由により就学義務猶予免除（相当する事由があると文部大臣が認めたものを含む。）を受けずに義務教育を修了していない者

<適用>

- ・ 平成12年度大学入学資格検定（平成12年8月実施）から（平成13年4月入学者から）適用

## ③2002年3月の規制改革推進三カ年計画閣議決定について

平成 13. 12.11 の規制改革推進に関する第一次答申(第一章、4 教育【具体的施策】(5)ウ)

「近年、外国からの対日投資の増加等に伴い、わが国に中・長期的に滞在する外国人が増えてきており、これら外国人の子女の多くがわが国のインターナショナルスクールに通っている。

今後教育の国際化の観点からも、わが国の学校制度との整合性を勘案しつつ、インターナショナルスクールの設置が促進されることが期待される。」

※[www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2001/kisei/1211kisei.html](http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2001/kisei/1211kisei.html) より引用

この答申を受け、今後、教育の国際化の観点からも、我が国の学校制度との整合性を勘案しつつ、インターナショナルスクールにおいて一定水準の教育を受けて卒業した生徒が希望する場合には、大学や高等学校に入学する機会を拡大すべきであるという閣議決定がなされた。以下は実際の文書の引用である。

2002年3月の規制改革推進三カ年計画閣議決定

II 13 年度重点計画事項

4. 教育

(5)小中学校の設置基準の明確化と私立学校参入促進のための要件の緩和

ウ インターナショナルスクール卒業者の進学機会の拡大

「インターナショナルスクールにおいて一定水準の教育を受けて卒業した生徒が希望する場合には、我が国の大学や高等学校に入学する機会を拡大する。」

※[www.kantei.go.jp/jp/singi/kisei/kakugi/020329kisei\\_f.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisei/kakugi/020329kisei_f.html) より引用

④2003年3月6日、文科省、事実上英米系インターナショナルスクールにのみ受験資格容認について

文科省は2002年の閣議決定を受け、2002年3月6日の中央教育審議会大学分科会(第16回)において、英米系インターナショナル・スクールにのみ、大検なしの受験を認める方針を出した。

↓

国際的な団体(WASC, ECIS, ACSI)によるアクレディテーションを受けたインターナショナル・スクール修了者に入学資格を付与すると決定。

→アクレディテーションとは公的な外部機関による教育機関の品質認証を指す。アクレディテーションにより、一定の教育水準を確保すると認められ、かつ認定団体の評価活動が国際的に定着していることを理由にこの方針を打ち出した。

現在、外国人学校で高等学校段階を持つものが40校ある。このうち、英米系のものが21校である。また、ドイツ系のものが1校、フランス系のものが1校あり、各々大学入学資格を得られるようである。英米系の学校のうち、資料2にある3つの団体でアクレディテーションを行う場合には、そのうち16校が対

象となり、ドイツ系、フランス系については従来通りの扱いがされることになる。それら以外については、現在、評価を受けていないので今回の措置の対象にならない。(前記表参照)

#### ⑤2003年3月12日、与党によるアジア系排除反対の要望書について

先の欧米系インターナショナルスクールにのみ受験資格を与えるとの文科省の決定に対し、朝鮮学校関係者や国立大学の教員などから「差別だ」と反発する声上がり、同省にも多数の要望書が出された。公明党も同月13日、冬柴鉄三幹事長、北側一雄政務調査会長、斉藤鉄夫文科部会長が、遠山敦子文科相(当時)に対して要望書を提出。文科省の方針を「アジア系の外国人学校を排除し、差別するものであり、到底容認できるものではない」として、すべての外国人学校の卒業生に大学入学資格を与えるよう強く求めた。

#### ⑥2003年6月20日の要望書について

##### 外国人学校卒業生に対する大学入学資格に関する要望

「平素から、私ども教育行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。さて、我が国の学校教育制度につきましては、昭和22年の学校教育法の施行以来、幾多の制度改正を経て、現在では教育の機会均等をはじめ国民生活の安定に大きな役割を果たしております。

本府県をはじめとする関西地域には、多くの外国人学校が立地しており、これらの外国人学校は、国籍や民族の違いを認め合う共生社会の実現や国際交流を進めるうえで、大きな基盤となっております。

しかしながら、外国人学校につきましては、学校教育法において各種学校に位置づけられているため、卒業生に対しましては、国立大学等における入学資格が極めて限定的な形でしか認められていない状況にあります。

本府県が設置する大学につきましては、府県民の教育の機会均等や共生社会の実現を図る観点から、高等学校等のカリキュラムに匹敵する履修実績があると認められる場合には、これらの卒業生に対し個々に審査を行うことで、入学資格を認めることにしております。

文部科学省におかれましては、現在、外国人学校卒業生に対する国立大学入学資格の付与について、アジア系等の外国人学校の取り扱いも含めてさらなる検討を深められているものと承知いたしております。

つきましては、今回の外国人学校卒業生に対する大学入学資格付与の検討にあたりましては、学校毎の教育課程をよりきめ細かく評価するなどにより、朝鮮人学校をはじめとする外国人学校卒業生に等しく大学入学資格が与えられるよう格段のご配慮をお願い申し上げます。

平成15年6月

文部科学大臣 遠山 敦子 様  
京都府知事 山田 啓二

大阪府知事 太田 房江

上記の要望書は2003年6月20日に京都・大阪・兵庫3府県の知事が文科相に対して「朝鮮人学校をはじめとする外国人学校卒業生に等しく大学受験資格が与えられるよう格段の配慮を願う」との内容で提出したものである。

これは同年3月に文部科学省によって打ち出された、外国人学校出身者のうち欧米系インターナショナル・スクールの出身者に限って大学受験資格を認めるという方針に対して寄せられた「アジア系民族学校の出身者に対する露骨な差別である」という批判のうちの一つである。

### ⑦2003年7月8日の要望書について

文科省によって欧米系インターナショナル・スクールの出身者に限って大学受験資格を認めるという方針が打ち出されたなか、京都大学は2003年7月、国立大で初めて朝鮮学校などを含めたすべての外国人学校卒業生に入学（受験）資格を認めることが「適当」と判断し、文科省に同卒業生らの資格を認めるよう要請した。同日会見した尾池和夫・副学長は「教育の機会均等などの観点から」と理由を説明した。

京大では2002年9月、学内の「同和・人権問題委員会」が、外国人学校卒業生の入学資格を認めることについて、速やかに実現するべきだとする報告をまとめていた。

学長を委員長とする入試委員会が「入学資格を付与することが適当」との結論を出し、部局長会議で文科省への要望を正式に決めた。

### ⑧2003年7月25日、東京外語大外国語学部教授会が文科省と学長に、外国人学校生の受験資格認容を求める決議について

朝鮮学校など外国人学校卒業生の大学入学（受験）資格を文部科学省が認めていない問題で、東京外大の外国語学部教授会（馬場彰学部長）が「教育の機会均等に反する差別的なものだ」などとし、同大独自で資格認定するよう池端雪浦学長に求める決議をしたことが分かった。外国語学部は同大では唯一の学部。今回の決議は文科省に資格認定を求めるとともに、同省が認めない場合は「本学独自の判断で資格認定すべきだ」と学長に要請した。

決議に賛成したのは64人、反対が14人、白票が16票だった。

決議に賛成した教授らは「国際化の時代に差別をなくすのは当然のこと。資格認定に積極的な学長の決断を応援する意味もある」と話す。

文科省は2003年3月、欧米系インターナショナルスクール16校に限り受験資格を認める方針を決め、朝鮮学校などを事実上排除したため批判が集中。同省の方針が変わらない場合、同校の卒業生らは改めて大学入学資格検定を受験しなければならず、その出願期限が9月に迫っていた。

「外国人学校・民族学校の問題を考える弁護士有志の会」（共同代表、新美隆弁護士ら）は来春卒業予定の朝鮮学校生の代理人として、全国の国立大学の学長に、学校教育法施行規則に基づき志願者ごとに「入学資格認定書」を発行するよう申請。東京外大教授会の決議はこうした動きを受けたものだった。

<http://www.hakubun-zemi.co.jp/news/newssansaku.vol.14.htm>

## ⑨2003年8月1日、文科省が朝鮮学校を含む外国人学校卒業生に受験資格を原則認めた方針について

文部科学省は、朝鮮学校を含むすべての外国人学校卒業生に大学受験資格を認める方針を固め、与党との最終調整に入った。朝鮮学校、中華学校は、各大学が個々の受験生に対し、高校卒業と同等の学力があるかどうかを審査した上で受験資格を与える。来春入試(2004年)に間に合うよう関係法令を改正、各大学に募集要項の変更を指示する。

朝鮮学校生に受験資格を認めることには自民党などに強い反対があり、文科省は調整を続けている。平成15年9月文部科学省は学校教育法施行規則の一部改正（各専修学校における個別の入学資格審査を導入する等、入学資格を弾力化）

<http://www5d.biglobe.ne.jp/~mingakko/minapi0382.html>

→「大学入学資格弾力化について」中央審議会 大学分科会(H15.8.6)

### 1、外国人学校の取り扱い「教育の国際化等の観点」

(1)国際的な評価団体(WASC、ECIS、ACSI)の評価を受けた外国人学校の卒業生に入学資格を付与。

→文科省告示で指示

(2)外国において当該国の正規の教育機関(12年)と同等の学校と位置づけられている外国人学校の卒業生に入学資格を付与。(→各国の大使館等を通じ公的に確認)

→文科省告示で指示

### 2、大学による個人の多様な学習歴等の個別審査

大学の個別審査により高校卒業と同等以上の学力があると認められる者に入学資格を付与。

→多様な学習歴、実績を各大学で適切に審査。

[学習歴等の例]

- ・各種の学校などでの学習歴
- ・社会での実務経験
- ・大学の科目等履修生としての実績など

→省令改正、大学に

大学入学資格の弾力化について【案】 [http://www5d.biglobe.ne.jp/~mingakko/cf\\_0386.html](http://www5d.biglobe.ne.jp/~mingakko/cf_0386.html)

要するに、外国人学校に関しては、次のようになる。

(1) 欧米の評価機関の認定を受けているインターナショナルスクールや、本国政府に認定されていることが公的に確認できる外国人学校については、「学校単位」ですべての国立大学の受験資格を認める。

(2) 朝鮮学校の卒業者は「個人単位」で個別大学の判断に委ねる（朝鮮学校に関しても「公的に確認」できれば、上記1－(2)に該当するものとみなされる可能性はあるが、現状では極めて困難な見通し）。

以上のように制度的には朝鮮学校は現在大学の個別審査により大学受験資格が与えられるようになった。つまり、大学に認可されれば、一条校とのダブルスクールによって資格を得たり、大検を受けたりする必要がなくなったと言える。

では、実際の現場ではどのような変化が起きたのだろうか？次の章では大阪朝鮮高級学校と白頭学院建国高等学校への訪問、インタビューをもとに現場の声に触れる。

※2 章参考：

「在日本朝鮮人人権協会」 <http://www.k-jinken.ne.jp/>

「朝鮮学校その他の外国人学校に正当な地位を」 [www.k-jinken.ne.jp/crc2report.htm](http://www.k-jinken.ne.jp/crc2report.htm)

「民族教育の権利事典」 [www.k-jinken.ne.jp/minzokukyoiku](http://www.k-jinken.ne.jp/minzokukyoiku)

「民族教育ネットワーク資料」 [www.ne.jp/asahi/m-kyouiku/net/siryoku.htm](http://www.ne.jp/asahi/m-kyouiku/net/siryoku.htm)

「朝鮮学校含め大学受験資格容認へ」 [www5d.biglobe.ne.jp/~mingakko/minapi0382.html](http://www5d.biglobe.ne.jp/~mingakko/minapi0382.html)

手塚和彰、(2005)『外国人と法(第3版)』、有斐閣



### 3、現場の声

---

#### ■訪問の目的■

大学受験資格を得るといふ大きな進展があつた一方で、“一条校”として認定されないために慢性的な運営資金不足に陥っている学校も少なくない。また、大学受験資格についての問題はあくまでも氷山の一角に過ぎない。

実際に現場の声に耳を傾け、現状の問題点について考えていく。

#### ■訪問先■

学校法人大阪朝鮮学園大阪朝鮮高級学校

〒578-0984 東大阪市菱江 2-18-26

TEL : 0729-63-3481

白頭学院建国高等学校

〒558-0032 大阪市住吉区遠里小野 2-3-13

TEL : 06-6691-1231

#### 学校法人大阪朝鮮学園大阪朝鮮高級学校

#### ①大学受験資格が認められる前の大学進学はどういう状況下にあつたのか？

1970～ 進学先は関関同立中心

1980～ 多くの私立大学に進学可能

→私立大学は国立大学と比べて早くから、各大学個別の入学審査基準を設けていた。

進学希望者は個人で大学に申請し、それを通過すれば入試を受けることが出来た。審査に関しては基準が曖昧であつたため、比較的容易に通過することが出来たようだ。ただし推薦入試は基準が違つたためあまり前例はない。

#### ②2003年の改正ですべての大学で受験資格が認められてから変わったことは？

当校の平均的な進学率→生徒の約5割強が大学進学。

(内訳)

15% : 朝鮮大学校

35%(約40人) : 日本の大学

専門学校に進学する者を含めると、進学者は全体の約7割。

2003年以降、各大学の個別審査によって手続きが煩雑になった。そのため、従来どおり大検(高認)受験の方が好まれる傾向がある。長年の合格実績などの積み重ねにより、細かい手続きをあまり必要とせず申請が出来ていたが、法改正によって教師・受験生共に負担が増えたと感じている。

※特に**センター入試**において手続きが面倒なものとなる。

例) A大学を志望する場合、9月頃に志望するA大学に個別に申請し、認定用紙を受け取る必要がある。しかし、センターの結果からA大学受験を断念し、1ランク下のB大学を受験しようと思っても、9月の時点ではB大学からの認定を受けていないため、B大学を受験することができない。

つまり、受験生は受験する可能性のある大学全てに個別申請をしなければならなくなる。全ての大学受験が可能となったが、受験生にとって個別申請の手続きが面倒なのは精神的に負担になる。そのため、従来どおり高等学校卒業程度認定(旧大検)する方が好まれる。

また、国公立大学を目指す生徒は増加傾向にあるが、これは毎年徐々に増加しているもので、2003年を境に特別に志望者が増えたわけではない。

### ③受験資格以外にどのような問題があるのか？

慢性的な運営資金の不足に陥っている。当校の授業料は公立と私立の中間程度である。しかし、助成金は私立の10分の1程度(それ以下の場合もあり)であり、わずかな本国からの送金や広告資金、寄付金等に頼らざるを得ない。ちなみに本国北朝鮮からの支援金は年間1～2億程度。これを全国の朝鮮学校で分け合うため、1校あたりの配分はとても少ない。

### ④1条校に認定されるなら上記のような問題は解決されると思われるが、認定を望んでいるのか？

1条校になると朝鮮語の授業や民族教育は課外授業になってしまい、制限が多くなる。当校は民族教育の独自性を保ち続けたいと考えているため、特にそのつもりはない。あくまでも、独自のカリキュラムに意義があると考えている。しかし、民族教育以外の分野では学校教育において1条校とあまり差異がなく、生徒の学力に関しても問題ないため、生徒のためにも**1条校に準じた権利は欲しい**と考えている。

では、民族教育を目的として設立された学校でも、1条校として認定されるとどのような違いが生じてくるのか？ 実際に1条校に認定された学校を訪問してみた。

## 学校法人白頭学院建国高等学校

①多くの学校が、民族教育の独自性を保つためにあえて1条校認定を望まない中、積極的に認定を望んだ理由と、認定に至る経緯は？

もともと、当校は、将来的に母国(韓国)に帰国する事を想定し、その礎になるよう子供達に教育を施す目的で1946年に設立された。そして、初代校長が「正式な学校を作りたい」と望み、国(日本)に申請、1947年に認定されるに至ったそうだ。詳しい動機などは資料がないため、わからないとの事である。

②一条校に認定されたことによるメリット・デメリットは？

大きなメリットとしては公立学校と同じく助成金がもらえる事、また受験資格などで問題が起きないことである。ただし助成金をもらうようになったのは80年代から。

また、本国からの助成金もある。(韓国には在外韓国人学校に対する支援があり、カザフスタン・インドネシア・ブラジル・アルゼンチン・チリなどにある韓国学校にも支援金を送っている)

一方デメリットとしては、文科省のカリキュラムに従うため、「韓国語は自主性の範囲において」という規制がある。小学校では週5～6時間、中学校では4時間、高校では3時間韓国語を学んでいるが、やはり民族教育には限界があり、あいまいになっているのが現状である。小学校から通う子どもは母国語を話せる割合が高いが、韓国語を話せない生徒も存在する。

その他、当校は外部からの転入を受け入れているため、各種学校扱いの民族学校に通う生徒が、何らかの理由でその学校に通えなくなった場合、日本の公立私立への転入を容易にするため、当校に少しの間だけ転入(一条校出身扱いとなる)、すぐに他の公立私立に移ってしまうケースがある。

③他の日本の一条校に比べて、どこか異なる扱いを受ける事はあるのか？また、現状で改善を望む点はあるか？

特に違った扱いを受ける事はない。白頭学院としては特に要望・要請はするつもりはないが、朝鮮学校の大学受験差別問題に関しては、今後やはりさらに改善すべき点はあると考える。「差別に負けない」から「共生できる民族教育」へと移っていく事が重要だ。

以上が訪問先への質問内容とその答えである。協力してくださった大阪朝鮮高級学校と建国高等学校の先生方に感謝の意を表すとともに、私達のインタビューにより現場の声が少しでも伝われば幸いであると考えられる。

では、最後に次の章で、今回の報告書全体に関する私見をまとめたいと思う。

## 4、私見

---

今回の研究では、ネットや文献等からの情報を考察するだけでなく、現場訪問することで実際に外国人教育に携わる人々の生の声に触れることが出来、とても有意義なものだった。

恥ずかしい話、この研究に取り掛かるまでは、わずかな知識しか無く、数多くの偏見を持っていたが、様々な意見を取り入れ考察を重ねた結果、何事も偏った意見を鵜呑みにすることの危険性を痛感した。また、日本の大学と朝鮮学校との間で予想を上回る良好な関係を築けていることに驚いた。

ここ数年の動きで、受験資格が認められたという点だけに注目してみれば大きな変化かもしれないが、法改正により以前より手続きが煩雑になるなどの意外な弊害もあり、完全に解決されたわけではないことがわかった。

全体の研究を終えた上での私達の見解は、

- ① 1条校に認定されていないため、1章で触れたように税制上の優遇措置に関して大きな差異が存在し、中華学校・朝鮮学校については、「指定寄付金」制度、「特定公益増進法人」、日本私立学校振興、共済事業団の「受配者指定寄付金制度」および「融資制度」の対象として認められていないことで慢性的な運営資金不足に陥っている点に関し、最低でも他の外国人学校並みの税制上の措置について改善する余地があるのではないか。
- ② 大学受験に関し、個別審査の正当性について納得のいく根拠が得られなかったため、学校単位で認定しても問題がないのではないか。
- ③ 助成金に関しては、学習指導要綱に沿った教育をしている1条校よりも少ない現状で妥当だと考える。なぜなら、公的機関が教育機関に対して支払う助成金は、国の教育方針に従う学校への援助としての役割を持つものであるから、あくまでも民族教育を目的とする学校に国からの援助としてお金を支払うことは批判も多いと思う。しかも、朝鮮学校に認めるのであれば他の各種学校にも助成金を大量に支払わなければならない、国家財政を圧迫しかねない。また、これらの問題は学力面だけで片付く問題ではないので、1条校並みの助成金を獲得することは困難と思われる。

…というものである。